

ID: 151

担当部署: 商工観光課

<b>処分の概要</b>	奨励金等の交付の決定		
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	柴田町企業立地促進条例 第11条第2項		
<b>例 規 番 号</b>	平成19年条例第13号		
<b>【基準】</b>			
第11条の規定による。 (奨励金等の交付の申請)			
第11条 第3条第1項各号に掲げる奨励金等の交付を受けようとする指定企業者は、町長に申請しなければならない。			
2 町長は、前項の規定による申請があったときは、内容を審査のうえ、交付の可否を決定し、その旨を当該指定企業者に通知する。			
3 奨励金等の交付の決定を受けた指定企業者は、当該申請の内容に変更が生じたときは、速やかにその旨を町長に届け出なければならない。			
<b>標準処理期間</b>	15日		
<b>備考</b>			
<b>設 定 年 月 日</b>	令和3年12月28日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日